

株式数比例配分方式を指定されるお客様へ

静岡東海証券株式会社

株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。

1. 株主様ご名義の振替口座簿に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委任すること。
2. 株主様が他の証券会社等において、振替口座等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記載または記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当該他の株主などの数に応じた配当金の受領を当該他の証券会社等に委任すること、及びその旨を当該他の証券会社等及び株式会社証券保管振替機構に振替制度の階層構造を通じて通知すること。
3. 配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座及び証券会社等ごとの受領割合等について、会社による配当金の支払いのつど、株式会社証券保管振替機構が会社(株主名簿管理人)に通知すること。
4. 会社が株主様の受領すべき配当金を株式会社証券保管振替機構が会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、会社の配当金支払債務が消滅すること。
5. 証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い、株主様ご名義の口座に入金すること。(入金取引残高報告書等でご確認ください。)

以上